

## ベトナム社会主義共和国計画投資省と日本国三重県との 経済連携に関する覚書

ベトナム社会主義共和国計画投資省と日本国三重県（以下「双方」という。）は、双方の役割と責務に従い、また、それぞれの国内法・規則及び締結国際条約に従い、相互理解と友好関係を深めつつ、双方の発展のために経済交流を促進する協力について、以下の項目について合意した。

### 1. 協力事項

双方は、双方の企業・スタートアップ等が、双方が特に、強み、ニーズ、将来性を持つ、自動車、半導体、食品製造、金属加工などの製造業、ハイテク産業などにおいて、相手国に積極的に投資できるよう、投資、経済交流及びイノベーションの創出について共同で支援・促進し、特に以下の点で努力する。ただし、協力事項はこれに限るものではない。

- (1) 双方は、いずれか一方が相手地域で投資セミナー、展示会、商談会等の経済交流活動を行う場合、可能な限り協力する。
- (2) 双方は、経済分野における緊密な関係を構築するため、ベトナムと三重県における進出や、合併事業や出資などのビジネス提携の拡大を目的としたビジネスミッション団の派遣を通じて交流プログラムを実施する。

双方は、相手国側の企業、投資家などが投資を行い、拡大することができるよう、法制度や投資環境にかかる情報提供や、現地の案内などを実施する。

- (3) 双方は人材育成などへの連携分野の拡大や今後の連携の促進について、定期的に議論を行う。

### 2. 連絡窓口

双方の連絡窓口は以下の通りとする。今後、経済交流が行われる際には、その都度、双方で協議・調整を行う。

ベトナム社会主義共和国計画投資省：外国投資庁

三重県：雇用経済部

### 3. 効力の発生と内容の見直し

- (1) 本覚書は、署名されてから効力を発し、5年間経過した時点及び必要が生じた時点で、見直しを行うものとする。
- (2) 本覚書は、双方に法的な義務や拘束力のある合意を形成するものではなく、また、双方に国内法及び国際法上のいかなる権利、権益、責任及び法的義務を発生、変更、終了させるものではない。
- (3) 本覚書の内容は、双方の書面による協議や合意により、変更や修正が可能である。
- (4) 双方は、少なくとも3ヶ月前に相手側に書面で通知することにより、本覚書に基づく協力を終了することができる。覚書の終了は、これまでに実施され、また実施中の協力内容に影響を与えない。

### 4. その他

本覚書に基づき受領した秘密情報は、双方の関連法令に従って取り扱われ、保護される。

本覚書は英語で2部署名され、双方は各1部を保持する。

2025年1月16日 ハノイにて

グエン・ティ・ビック・ゴック  
副大臣  
計画投資省  
ベトナム社会主義共和国

一見 勝之  
三重県知事  
三重県  
日本国